

住宅用火災警報器の維持・管理について

住宅用火災警報器は、火災を見つけた時にこそ正しく働かなければなりません。

そのためにも日頃から「点検」と「お手入れ」をしておきましょう。

点検の時期

1ヶ月に1度を目安に作動点検をしましょう。

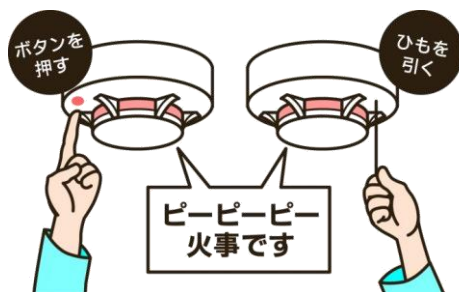
点検は居住者が自ら行ってください。



点検の方法（作動確認）

本体のひもを引くものやボタンを押すことで点検できるものなど、機種によって異なります。

説明書を読んで、点検方法を確認しておきましょう。



掃除の方法（お手入れ）

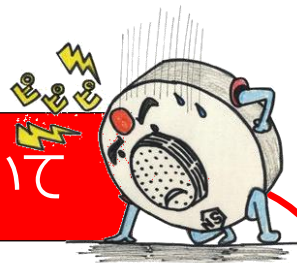
ほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなるので、家庭用中性洗剤に浸した布などを、十分に絞って軽く汚れを拭き取ってください。

▶ 掃除をするときは、以下のことに注意してください。

- ベンジンやシンナーなどの有機溶剤は使用しない。
- 水洗いは絶対にしない。
- 煙の流入口は重要部分なので、ふさいだり傷つけたりしない。



住宅用火災警報器の交換時期について



▶ 本体の交換期限は機種によって異なりますが、目安はおおむね 10 年

① 自動試験機能のある機器

機能の異常を示す音や表示がされた場合は本体ごと交換してください。

② 自動試験機能のない機器

本体に表示された交換期限や説明書の記載にあわせて本体ごと交換してください。

※ 乾電池交換タイプは電池交換を忘れずに

乾電池交換タイプのものは、電池交換が必要です。定期的な作動点検のときに「電池切れかな?」と思ったら、早めに交換してください。

電池が切れそうになったら、音や表示で教えてくれるものもあります。

『詳しくは説明書・仕様書をご確認ください』

<住宅用火災警報器が鳴ったら...>

すぐに火災かどうかを確認する。

【火災の場合】

- ・ 大声で火事であることを知らせます。
- ・ 早く発見できた場合は、消火器などで初期消火を行います。
- ・ もしも消火中、天井まで火が届きそうになったら、消火をあきらめすぐに避難します。
- ・ 高齢者や運動能力に自信のない方はすぐに避難します。
- ・ 避難するときはタオルなどで口と鼻を覆い、姿勢を低くして避難します。
- ・ 避難できたらすぐに 119 番通報してください。

【火災でない場合】

- ・ 電池切れや故障による警報音の場合は点検を行い、電池交換をするなどしましょう。
- ・ 火災でない煙に反応したら、換気をして煙などを外に排出し警報音を止めましょう。
(ボタンを押すか、ひもを引くと一般的に音は止まります。)



※住宅用火災警報器を設置されたお宅においては、電池切れの警報や誤作動などにより、住宅用火災警報器を取り外したままにしないよう、適切な維持管理をお願いいたします。

住宅用火災警報器の維持・管理については下記のサイトを参考にしてください。



上記画像をクリックすると日本火災報知器工業会のホームページにジャンプします。

URL : <http://www.kaho.or.jp/user/awm/awm09/p01.html>

メーカー別の機種ごとに警報が鳴ったときの正しい対処方法について記載されていますので、維持・管理の際にご利用ください。

問い合わせ先

□新川地域消防組合 黒部消防署予防課

住所：〒938-0014 富山県黒部市植木 761 番地 1

TEL：0765-54-0119

□新川地域消防組合 入善消防署予防課

住所：〒939-0642 富山県下新川郡入善町上野 571 番地

TEL：0765-72-0135

□新川地域消防組合 朝日消防署予防課

住所：〒939-0743 富山県下新川郡朝日町道下 1062 番地

TEL：0765-83-0009

□新川地域消防組合 宇奈月消防署予防課

住所：〒938-0281 富山県黒部市宇奈月町内山 3353 番地

TEL：0765-65-2940

